

## 約 定

1 私が支払うべき伯耆町の歳入等について、貴金融機関に伯耆町の歳入等の納付に必要な情報（以下「納付情報」という。）が送付されたときは、私に通知することなく、納付情報に記録された金額を預金口座から引落しのうえ、支払ってください。

なお、引落とし後の領収証書の交付は必要ありません。

2 私が支払うべき伯耆町の歳入等について、口座名義人の指定口座から引き落とすことについては、口座名義人の了解を得ているので、このことによる一切の責任は私が負います。

3 預金の引落としに当たっては、当座勘定規定又は預金規定にかかわらず、小切手の振出し及び預金払戻請求書の提出をしません。

4 預金口座の残高が振替日において納付情報に記録された金額に満たないときは、私に通知することなく、振替不能である旨を伯耆町長に通知されても、差し支えありません。

5 振替日が貴金融機関の休業日に当たるときは、その直後の営業日を振替日としてください。

6 貴金融機関が必要があると認めた場合は、私に通知することなく、この契約を解除されても異議ありません。また、この契約に関する事項を変更し、又は契約を解約するときはその旨書面にて依頼します。

7 この口座振替について、仮に紛議が生じることがあっても、貴金融機関の責めによるものを除き貴金融機関に迷惑をかけません。

8 1年間口座振替にならなかった場合、一方的に解除されても異議ありません。

## お知らせ

1 口座振替は、金融機関の受付日が月の20日までのものは翌月以後に、その日が21日以後のものは、翌々月以後に到来する納期から開始することを原則とします。